紀伊半島研究会規約

- 第1条 本会を「紀伊半島研究会」と称する。
- 第2条 本会は紀伊半島の自然や地域社会・生活文化をモデルとして、地球の環境、日本の環境について研究するとともに、その保全および管理の方法、また、環境低負荷型の未来社会構築のための案を提言することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- (1) 紀伊半島の自然、環境、地域社会・生活文化などの調査・研究とそれらの保全・継承 のための提言
- (2) 自然災害、人為災害等の調査と対策
- (3) 研究者相互の情報交換、研究材料の交換等を通じての交流
- (4) 県市町村、地域住民との交流を通じて、研究成果を分かち合う
- (5) 紀伊半島シンポジウムを開催し、成果を公表する
- (6) その他、目的達成に必要な活動
- 第4条 本会の会員は上記の目的および活動に賛同する個人または団体でもって構成される。 会員は所定の会費を納入するものとする。
- 第5条 本会には次の役員をおき、運営にあてる。役員の任期は2年とする。ただし、再任を 妨げない。
- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 運営委員 若干名
- 第6条 本会に運営委員会をおき、会長、副会長、事務局長、および若干名の運営委員によって組織する。
- 第7条 本会に関する基本方針を審議するための総会をおき、年1回開催する。
- 第8条 本会の運営は、会費、寄附金、委託費等をもって行い、会計年度は毎年4月1日より 翌年3月31日までとする。
- 第9条 この規約の改正および規約に定めるもののほか、必要な事項は総会において決定する。 決定は、参加者の過半数により行う。
- 附則1 この規約は1997年4月26日より施行する。 2006年12月24日改訂、2008年12月7日改訂、2009年12月13日改訂、2012年 1月8日、2015年2月28日改訂。
- 附則2 会員細則については別に定める。